

世界の人々の名において提訴された
製薬産業の「疾病ビジネス」
ならびに
最近の対イラク戦争に関連して行われた
ジェノサイド及び人道に対する罪に関する訴状

この訴状は **2003年6月14日**、
医学博士マティアス・ラスらが
世界中の人々を代表して
ハーグ国際刑事裁判所に提訴したものです。

オランダ 2516 AB,
デン・ハーグ市マーンベグ 174
国際裁判所内
国際刑事裁判所主任検察官,
ルイス・モレノ・オカンボ殿

概要

これは、人類史上最大の犯罪を国際刑事裁判所 (ICC) に訴えるための訴状です。被告らは「疾病ビジネス」、戦争犯罪、及びその他の人道に対する罪を通じて何百万人もの人々に危害を加え、死亡を引き起こしました。これらの犯罪は国際刑事裁判所の管轄に属する犯罪です。

被告らは、これらの犯罪で責任を問われると承知しており、そのため ICC の権威を毀損するための世界的キャンペーンを開始しています。こうして彼らは自らを国際法の上に置き、全人類に被害が及ぶまで、その犯罪を犯し続けようとしています。

従って、この訴状は ICC に極めて緊急に検討して頂く必要があります。さらに、これを以て全ての個人及び各国政府に対し、こうした犯罪の根絶を目標とする今回の訴訟に加わって下さるよう要請いたします。

導入

カルテル

この訴状で述べられているのは、2つの主要領域に関わる犯罪です：

- 製薬企業の「疾病ビジネス」に関連して行われた大量虐殺及びその他の人道に対する罪。
- 最近の対イラク戦争および世界戦争へと向かう国際的情勢悪化に関連して行われた戦争・攻撃の罪及びその他の人道に対する罪。

以上の2つの犯罪領域は、ある1つのファクターによって直接的に結びついています：それというのも、この2つの犯罪は、同一の企業投資グループ及びそれを支援する政治家達に利益をもたらすために行われたものだからです。これを実証し、この被告らに共通する動機を示すためには、簡単に過去の歴史を振り返ってみる必要があります。

20 世紀を通じて、製薬業界の基盤固めと組織作りは、世界中の保健・医療制度の管理という目標のなか、特許の保護を受けない自然療法を、特許対象であり、従って、利益をもたらす合成薬にシステマチックに置き換えることによって行われて来ました。この業界は自然に発展してきた業界ではありません。それどころか、これは、ほんの一握りの不道德な金持ちの企業家らが考え出した投資計画でした。彼らは、さらに富を得るため、自らの市場として、意図的に人体に狙いを定めました。

この投資産業の機動力となったのがロックフェラー・グループです。同グループは、19 世紀末の時点ですでに米国の石油化学産業の 90%以上を支配下に収めており、世界規模の新たな投資機会を見つけようとしていました。また、ロスチャイルド財閥の周辺でも、この分野で活動するもう 1 つの投資グループが形成されました。

カルテルと第二次世界大戦

20 世紀前半の時点で、ロックフェラー財閥のスタンダード・オイル社(今日のエクソン社)に次いで、世界第 2 位の規模を誇っていた製薬・石油化学分野のグループ企業が、ドイツを拠点とする IG ファルベン・グループでした。この IG ファルベンは、ヒットラーの政権掌握とその欧州及び世界征服にとって深甚な影響を及ぼした極めて重要なひとつの要因と言えます。実際、第二次世界大戦は、IG ファルベンの役員会で計画が立てられ、実行に移された侵略戦争です。IG ファルベンは、この化学産業カルテルが持つドイツ領土外最大の工場施設 IG アウシュビッツの親会社でもありました。このカルテルが富み栄えたのは、アウシュビッツ収容所から召集された労働力も含め、奴隷的労働に捧げられた血と苦難に拠るところが大きいのです。IG ファルベンは、欧州全土及び世界の経済的制覇を目指して、あのドイツの邪悪な執政者を自らの傀儡として支援し、利用したのでした。

IG ファルベンはロックフェラーのスタンダード・オイル社の最大株主であり、「逆もまた真なり」でした。しかし結局、連合軍がナチス・ドイツに勝利を

収めたため、「世界トップの製薬・石油化学企業体になる」という IG ファルベンの計画は挫折しました。それと同時に、スタンダード・オイル社及びその他のロックフェラー財団傘下の製薬・石油化学企業は、この業界で支配的力を持つ財界グループとなり、その状況は現在に至るまで続いています。

1947 年、IG ファルベン・カルテルの経営陣に対して行われたニュールンベルク戦争裁判では、その内の数人が有罪となり、大量殺人・略奪などの人道に対して犯した罪による有罪判決が下されました。またニュールンベルク戦争裁判の定めに従い、IG ファルベン・カルテルは、ヘキスト社・バイエル社・BASF 社という 3 つの企業に分割されました。今日では、この 3 社のいずれもが元の親会社 IG ファルベンのかつての規模を凌ぐ大会社へと成長を遂げています。

現在、米国と英国は、製薬製品の世界有数の輸出国です。実際、現在世界で市販されている薬製品の内、3 つに 2 つは、この 2 ヶ国による製品です。

製薬ビジネスの基盤

本来その多くが予防可能であり、かなり以前に撲滅できたはずの心臓血管系疾患・ガンなどの疾患のために、今も命を落とし続けている何億人もの人々の死に対し、被告は責任があります。

これほど多くの人々が天寿を全うせずに死んでいるのは、単なる偶然でも世間の怠慢の結果でもありません。これは、ひとえに数兆ドルに値する世界の製薬市場を拡大する目的で、製薬業界と同業界への投資家のために、意図的かつ組織的に計画されたことなのです。

製薬業界の市場は「人体」であり、その投資が実を結ぶかどうかは疾病の存続と拡大に依存しています。さらに、その利潤は薬の特許性に依存しており、この仕組みによって製薬産業は、この地上で最も儲けの多い産業となっています。

逆に、疾病の予防や根絶が成功すれば、製薬品のマーケットは著しく狭まったり、排除されてしまうわけです。ですから、製薬企業は組織的に疾病の予防・根絶を阻止してきたのです。

この犯罪を犯すべく、製薬企業は科学、医療、マス・メディア、および政治の世界に、迷路の如く巧妙に実行者や共犯者のネットワークを張り巡らしています。一国の政府全体が、製薬業界のロビイストやかつての経営者によって操作されたり、時には運営すらされています。ここ数十年、一国の立法府全体に腐敗や権力乱用がはびこり、この数兆ドルの「疾病ビジネス」を支援することで、罪のない何億人もの患者さんや国民の生命と健康を危険にさらす状況が生じてきました。

自然療法の場合、特許による保護がなく、利益の-marginが少ないのですから、製薬業界は投資ビジネスとして成功する前提条件として、まず安全な自然療法による競合を排除しなければなりません。その上、この自然療法の本来的な役割は細胞の代謝賦活にあるわけですから、効果的に疾病を予防・治癒できます。

そこで、製薬業界は自然療法を組織的に排除し、世界の大半の国で保健医療制度を私物化して、ほぼ全ての国の国民が、自らの投資ビジネスに依存するように仕向けてきました。

組織的な詐欺ビジネスとしての製薬業界

製薬業界は多くの人々に「健康」を約束していますが、その約束を果たすわけではありません。この業界は、一方で根本にある疾病を将来のビジネスのために拡大させつつ、人々には単に症状を緩和する製品を提供するに過ぎないのです。この詐欺行為を覆い隠すため、製薬業界は新しい治療法を開発するのに費やす金額の倍もの金額を、隠蔽工作に費やしています。

こうした組織的欺瞞によって、この投資ビジネスは、約 1 世紀に渡って、人類の「恩人」という戦略的な隠れ蓑の背後で身を長らえることができたので

す。この業界の犯罪的なビジネスによって、世界の 6 億人の人命と大半の国の経済とが人質に取られている状態です。

製薬業界の「疾病ビジネス」を暴露する

この 10 年間、私はこの世界最大の投資ビジネスが行っている組織的詐欺行為を暴露する努力を重ねてきました。私自身、「この地球上で人々の健康増進にとって最大の障害になっているのは、製薬業界自体であり、さらに、疾病の拡大を駆動力とする、その投資産業としての本質である」という点を指摘するのに、一定の貢献を果たしてきたと思います。

一人の科学者として、私は循環器系疾患や様々な慢性疾患の真の原因を発見することができました。また、私の協力者らと共に、製薬企業の「疾病ビジネス」に代わる、特許の保護を受けない効果的な自然療法の有効性を実証する努力を重ねてきました。細胞代謝を最大限にする自然物質を同定できたため、循環器系疾患、癌その他、人類の間で今日、多く見受けられる疾病の大半を予防し、排除することができるようになりました。

現在の世界的危機と対イラク戦争の背景

現在、この製薬業界と、この業界を基盤とする 100 兆ドルにも値する長期的な投資産業の存続を脅かしている 4 つの要素があります：

1. 多くの製薬企業の製造責任を問う集団訴訟（クラス・アクション）が立て続けに起き、法的に解決不能な立場に追い込まれている。
2. 製薬業界が市場としている疾病の多くを効果的に根絶する、特許の保護を受けない自然療法によって突破口が開かれたため、学術的に解決不能な立場に追い込まれている。
3. 法外な特許料のため人類の大半にとって薬の入手が困難となり、何百万人もの人命を縮める結果を招いたことから、製薬ビジネス全体の信用失墜に至り、倫理的に解決不能な立場に追い込まれている。

4. 製薬ビジネスのやり方が組織的詐欺行為であることが明らかになったため、企業として解決不能な立場に追い込まれている。

過去数十年間にわたり、製薬カルテルはあらゆる努力を払って特許薬による世界的事業を保護し、これと競合する特許の保護を受けない健康法が普及するのを阻止してきました。この目論みは国際的なレベルで行われており、欧州議会に浸透し、世界保健機構（WHO）を始め、様々な国連組織の権威を悪用するまでになっています。

数限りない損害賠償訴訟を抱えつつ、この地上最大の投資産業が組織的詐欺ビジネスであると暴露された今となつては、即時かつ国際規模での産業保護法が、彼らの犯罪を隠蔽し、これからも世界中の人々の健康を投機的な「疾病ビジネス」で支配し続けていくための緊急措置となったのです。

組織的詐欺ビジネスを広範に保護する法律とは、市民的権利の制限を始め、平和な時代には実施されそうにもないドラスティックな諸措置に他なりません。こうした諸措置が実施されるには、国際的危機の激化、大量破壊兵器の使用を意図的に誘導する軍事紛争、そして次の世界戦争の引き金となるような事件が必要です。そうなった場合に初めて、市民的権利の放棄や戒厳令の議会通過、国際規模での保護法の施行を許容する心理状態が世界全体に生まれ、被告らは安心して「疾病ビジネス」や犯罪行為を続けることができます。この様な背景のもと、製薬業界は、世界最強の政治的・軍事的中枢に直接的な影響を及ぼすため、ジョージ・ブッシュの選挙運動では、最大の企業献金団体になりました。ジョージ・ブッシュの大統領選により、ロックフェラー系投資グループはホワイトハウス、ペンタゴンと直接的なつながりを持ち、そこで行われる政治的決定に発言力を持つようになります。英国のトニー・ブレア政権では、ロスチャイルド・グループがこれと同じ影響力を持っています。

ですから、製薬品の 2 大輸出国である米国と英国が、現在の国際的危機を増大させ、対イラク戦を開戦したのには、何の不思議もありません。彼らは

「世界規模での対テロ戦争」「ならず者国家の排除」「大量破壊兵器拡大の阻止」という偽りの口実のもとに、米国、英国、そして世界の人々に対してこの戦争の必要性を主張したのです。

この様に、「疾病ビジネス」によって無数の死を招いている企業利益集団やそれを支援する政治家と全く同じ顔ぶれが、今度は何万人というイラクの罪もない人々やアメリカの若い兵士たちの死を無用に招いているわけです。彼らは、国際社会の承認なく、イラクへの侵略戦争を開始し、実行した責任を負っています。彼らは今、占領されたイラクで横行する奴隷化、略奪、その他の犯罪に対しても責任を負っているのです。

もし、こうした利益集団とそれを支援する政治家らが、直ちにこれらの犯罪に対する責任を問われなかったら、彼らは今後も、大量破壊兵器による戦争という極限のリスクを伴う国際的危機にまで情勢をエスカレートさせ続けます。

この重大な歴史的状況の中で、私は、これらの人道に対する罪、戦争と侵略の罪、並びにジェノサイドの罪に対し、国際刑事裁判所の検察官の注意を喚起し、さらなる犯罪と世界戦争という究極的破壊を阻止すべく即時的措置を取るよう要請するものです。

また、これらの犯罪に苦しむ人々や、これらの犯罪を終わらせたいと願うすべての個人、および各国政府、企業並びに組織は、世界のどこからであれ、この訴訟に加わって下さるよう要請するものです。

罪状

この訴状で述べる罪状は、主に次の犯罪の2分野に関するものです：

- 製薬業界の「疾病ビジネス」によって犯されたジェノサイドの罪、及び人道に対する罪を含む諸犯罪
- 戦争・攻撃の罪、及び人道に対する罪を含む、2003年の対イラク戦争及び世界戦争への国際情勢悪化に関する諸犯罪

これら2分野の犯罪は、同一の企業投資グループ及びそれを支援する政治家によって、その利益のために犯された犯罪であるため、互いに直接的な繋がりを持っています。被告らは、全人類に対してなされた極めて重大な罪を問われており、従って、国際的訴追の原則に該当します。

1. 製薬企業の「疾病ビジネス」に関連して行われた犯罪

1.1. ジェノサイドの罪

被告らは、ジェノサイドの罪により有罪であり、ICC 条約第6条による訴追に該当する。これには以下のような特定の犯罪が含まれる：

- 1.1.1. 殺害によるジェノサイド (第6条 a)
- 1.1.2. 重大な身体的または精神的害悪を加えることによるジェノサイド (第6条 b)
- 1.2.3. 身体の破壊をもたらすことを意図した集団生活をことさらに押しつけることによるジェノサイド (第6条 c)

1.2. 人道に対する罪

被告らは、ジェノサイドの罪で有罪であり、ICC 条約第 7 条による訴追に該当する。これには以下のような特定の犯罪が含まれる：

- 1. 2. 1. 人道に対する罪としての殺人 (第 7 条 a)
- 1. 2. 2. 人道に対する罪としてのせん滅 (第 7 条 b)
- 1. 2. 3. 人道に対する罪としての奴隷化 (第 7 条 c)
- 1. 2. 4. 人道に対する罪としての身体の自由の著しい剥奪
(第 7 条 e)
- 1. 2. 5. 人道に対する罪としてのその他の非人間的な行為
(第 7 条 k)

製薬業界の「疾病ビジネス」に関する嫌疑についての立証の概要(嫌疑 1. 1. - 1. 2.)

1. 被告らは、高血圧、心不全、糖尿病及びその合併症、ガン、AIDS 等の感染性疾患、骨粗鬆症といった現代において極めて多く見受けられ、自然的手段によって広範に予防可能であると認識されている諸疾病を、意図的かつ組織的に存続させています。被告らは意図的に何億人もの人類を苦しめ、その死を徒らに早めています。
2. 被告らは、特許の保護を受けない自然療法の利点を述べた人命に関わる情報が普及するのを阻止し、妨害する方法によって、組織的かつ意図的に循環器系疾患、ガンなどの疾病の根絶を妨げています。これにより被告らは、意図的に今後も何億人もの人類を苦しめ、その死を徒らに早めようとしています。
3. 被告らは、短期的な対症的病勢軽減はできても、長期的には有害な副作用を起こすことが知られている製薬品を製造、販売して、意図的か

つ組織的に既存の疾病を拡大し、新たな疾病を創出しています。これにより被告らは、意図的に今後も何億人もの人類を苦しめ、その死を徒らに早めようとしています。

以上に関する詳細は、後の「証拠」のセクションで述べます。

2. 対イラク戦争と現在の国際的危機に関連して行われた特定の犯罪

2.1. ジェノサイドの罪

被告らは、ジェノサイドの罪で有罪であり、ICC 規約第 6 条による訴追に該当する。この条約のもとのジェノサイドとは、国民・民族・種族・宗派の全体的もしくは部分的な破壊を意図して行われる、下記の行為を指す。ジェノサイドには、以下に挙げる様な特定の犯罪が含まれる：

2.1.1. 殺害によるジェノサイド (第 6 条 a)

2.1.2. 重大な身体的または精神的害悪を加えることによるジェノサイド

(第 6 条 b)

2.1.3. 身体の破壊をもたらすことを意図した集団生活をことさらに押しつけることによるジェノサイド (第 6 条 c)

2.2. 人道に対する罪

ローマ規約第 7 条のもとの人道に対する罪とは、攻撃の認識を持って、民間人に対して広く又は組織的に攻撃を向ける行為の一環として行われる、下記の行為を指す。人道に対する罪には、以下に挙げる様な特定の犯罪が含まれる：

2.2.1. 人道に対する罪としての殺人 (第 7 条 a)

2.2.2. 人道に対する罪としてのせん滅 (第 7 条 b)

- 2.2.3. 人道に対する罪としての奴隷化 (第7条 c)
- 2.2.4. 人道に対する罪としての住民の追放または強制移転
(第7条 d)
- 2.2.5. 人道に対する罪としての投獄または身体の自由の著しい剥奪
(第7条 e)
- 2.2.6. 人道に対する罪としてのその他の非人間的な行為、及び、それに類する意図的な身体・精神・健康への重大な苦痛や傷害を引き起こす行為
(第7条 k)

2.3. 戦争犯罪

ローマ規約第8条では、戦争犯罪とは、1494年8月12日のジュネーブ条約に対する重大な違反を意味する(戦争捕虜の処遇に関するジュネーブ条約、戦時の民間人保護に関するジュネーブ条約)。従って、ローマ規約のもとでは、戦争犯罪には以下に挙げる様な特定の犯罪が含まれる:

- 2.3.1. 戦争犯罪としての 故意による殺害 (第8条(2)(a)(i))
- 2.3.2. 戦争犯罪としての拷問 (第8条(2)(a)(ii)-1)
- 2.3.3. 戦争犯罪としての非人道的な取扱い (第8条(2)(a)(ii)-2)
- 2.3.4. 戦争犯罪としての生物学的実験 (第8条(2)(a)(ii)-3)
- 2.3.5. 戦争犯罪としての故意によって重大な苦痛を引き起こすこと
(第8条(2)(a)(iii))
- 2.3.6. 戦争犯罪としての財産の破壊または領得 (第8条(2)(a)(iv))
- 2.3.7. 戦争犯罪としての公正な裁判の否定 (第8条(2)(a)(vi))
- 2.3.8. 戦争犯罪としての違法な追放または移送 (第8条(2)(a)(vii)-1)
- 2.3.9. 戦争犯罪としての 違法な監禁 (第8条(2)(a)(vii)-2)
- 2.3.10. 戦争犯罪としての人質にとること (第8条(2)(a)(viii))
- 2.3.11. 戦争犯罪としての 民間人攻撃 (第8条(2)(b)(i))
- 2.3.12. 戦争犯罪としての民間人の物への攻撃 (第8条(2)(b)(ii))

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| 2.3.13. 戦争犯罪としての過剰で付随的な死、負傷、または損害 | (第8条(2)(b)(iv)) |
| 2.3.14. 戦争犯罪としての無防備な場所への攻撃 | (第8条(2)(b)(v)) |
| 2.3.15. 戦争犯罪としての降伏した戦闘員の殺害または傷害 | (第8条(2)(b)(vi)) |
| 2.3.16. 戦争犯罪としての切断 | (第8条(2)(b)(x)-1) |
| 2.3.17. 戦争犯罪としての敵側の財産の破壊または押収 | (第8条(2)(b)(xiii)) |
| 2.3.18. 戦争犯罪としての敵側国民の権利の剥奪 | (第8条(2)(b)(xiiv)) |
| 2.3.19. 戦争犯罪としての毒または毒性のある兵器の使用 | (第8条(2)(b)(xvii)) |
| 2.3.20. 戦争犯罪としての禁止された弾丸の使用 | (第8条(2)(b)(xix)) |
| 2.3.21. 戦争犯罪としての人格の尊厳の侵害 | (第8条(2)(b)(xxi)) |
| 2.3.22. 戦争犯罪としての戦闘手段としての飢餓 | (第8条(2)(b)(xxv)) |
| 2.3.23. 戦争犯罪としての殺人 | (第8条(2)(c)(i)-1) |
| 2.3.24. 戦争犯罪としての虐待 | (第8条(2)(c)(i)-3) |

対イラク侵略戦争及び現在の国際的危機に関する嫌疑についての立証の概要
(嫌疑 2.1.1 - 2.3.24)

1. 被告らは、国際法による承認なくイラクに対する侵略戦争を開始した。
2. 被告らは、心理戦及び現実の軍事行動を含む国際的危機状況を意図的に悪化させている。この情勢悪化の目的は、(広範な保護主義的法律の施行を含む)地球規模での市民的権利の放棄を許容するような世界的非常事態を創り出すことにある。「世界規模での対テロ戦争」「大量破壊兵器拡大の阻止」という偽りの口実のもとに行われたイラクへの侵略戦争は、その戦略の一環である。
3. 被告らはイラクへの侵略戦争中、イラク国民に対し、ジェノサイド、殺害、切断など、重大な肉体的・精神的危害を加える犯罪を意図的に犯した。

4. 被告らは、この侵略戦争中及び戦後、公共及び民間の財産を破壊・奪取する犯罪を意図的に犯した。イラクは、世界第二の石油資源保有国であるが、この資源は、被告らの私利私欲のために奪い取られつつある。

以上に関する詳細は後の「証拠」のセクションで述べます。

この訴状をめぐる歴史上の先例

製薬/石油化学カルテル IG ファルベンの経営陣に対するニュールンベルク戦争裁判 ニュールンベルク戦争裁判

今から 50 年以上前、世界大戦前に欧州最大の製薬/石油化学カルテルであった IG ファルベン社の経営陣に対し、ニュールンベルクで戦争裁判が開かれました。ニュールンベルク戦争裁判では第二次世界大戦の戦争責任者の罪が裁かれましたが、これは戦争犯罪に対する国際的訴追の先例となり、ひいてはデン・ハーグ国際裁判所の設立の礎となりました。

今ではあまり知られていませんが、ニュールンベルク戦争裁判で有罪宣告されたのは政治的・軍事的指導者だけではありませんでした。ヒットラーを政権の座につけた企業の経営陣も裁かれたのです。IG ファルベンの経営陣及び管理職 24 人もこの戦争裁判で告発されました。米国の首席検察官テルフォード・テイラーはその冒頭陳述で次のように述べています：「この起訴では、人類の歴史で最も悲惨かつ壊滅的な戦争をもたらした責任により、彼らを告発する。ここでは彼らが行った広範にわたる奴隷化、収奪、殺害が告発の対象となる。これらは恐るべき罪である。」

またさらに、「戦争犯罪の主犯は、ナチスの狂信者らでなく、ここで告発された企業経営者らである。もし彼らの犯罪が白日の下に曝されることなく、処罰されずに済むのであれば、彼らはいずれヒットラーが犯した犯罪よりも大きな犯罪を犯すことになるだろう。」

1947年にIGファルベンの経営者らに下された主な罪状は次のようなものであった:

- 罪状 1: 侵略戦争を計画・実行して他国を征服し、その結果、世界中に前代未聞の破壊、数百万人の死、さらに数百万人の長期にわたる苦痛を引き起こした。
- 罪状 2: 占領した諸国に対する恒久的な経済的支配を目的として、同国の公的及び私的財産に対し、国外移送、収奪、掠奪など重大な犯罪を行った。
- 罪状 3: 何百万人もの人々を奴隷化、虐待、暴圧、拷問・殺害した。

それから約半世紀が経過した今、この訴状の中の述べられた罪状は極めて似通っています:

- 国際的テロと大量破壊兵器拡大の阻止を口実とするイラク侵略戦争を計画・実行し、その結果、同国の広い領域を荒廃させ、数千人の死亡と数十万人の負傷をもたらした。
- 国際情勢を悪化させることにより、経済的勢力及び支配力を世界全体に確立させるため、公的・私的財産を収奪・掠奪した。この侵略戦争に対抗する側に、被告らは意図的に核兵器・化学兵器・生物兵器を含む大量破壊兵器の使用を誘導していた。
- 殺害、重大な身体的危害、身体的破壊をもたらす状態を引き起こすことによるジェノサイドと、人道に対する罪としての殺人、及びその他の非人間的行為。

犯罪の証拠

この訴状で述べられる罪状に関する証拠もまた、犯罪の2つの主要領域に関わっています:

- 製薬企業の「疾病ビジネス」に関連して行われたジェノサイド及び人道に対する罪の証拠。
- 対イラク戦争及び世界戦争に至る国際情勢悪化に関連して行われた戦争犯罪及び人道に対する罪の証拠。

1. 製薬企業の「疾病ビジネス」に関連して行われたジェノサイド及び人道に対する罪の証拠

被告らが意図的に疾病の維持・拡大を図り、故意に新規の疾病を引き起こすと共に、既に一つの適応で登録された薬を可能な限り他の適応にも使用拡大している具体的証拠を提示します。

この目的を達成するため、被告らは地球規模でこの詐欺的な事業計画を戦略的に計画・策定・実施・組織しましたが、そのスケールは人類の歴史においても比類ない経済的規模を有しています。

1.1. 疾患の意図的拡大

現在、極めて多く見られる疾病が、実際は効果的に予防し広範に排除できて数百万人の人命が助かるにも関わらず、被告らにより意図的に維持・拡大されている点に関し、以下に具体的証拠を提示します。

1.1.1. 冠状動脈疾患

冠状動脈疾患と心臓発作は動脈壁の構造的虚弱化及び機能障害であり、(壊血病の場合と同様)長期的なビタミンやその他の必須栄養素不足の結果として起こります。

これに対し、循環器系疾患の予防と治療に対する製薬企業のアプローチは、意図的にこの病因を無視しており、むしろ血中コレステロール値の低下といった対症的治療を中心としています。

自らの市場となっている疾患が治癒するのを意図的に避ける一方で、こうした製薬品の副作用で新たな疾患が生じています。被告らのこのような意図的犯罪の結果、循環器系疾患で亡くなる人数に関して世界的に統計をとってみれば、毎年 1200 万人を超える人数となります。

1.1.2. 高血圧症

高血圧症の主たる病因は、動脈の平滑筋細胞に必須栄養素が欠乏しているため、動脈の直径が狭まって血圧が上昇し、動脈壁の緊張が高まるためです。特許の保護を受けない、特にアミノ酸アルギニンやマグネシウムといった微量栄養素の効果について実証した臨床研究は多々あります。これら微量栄養素は、無数の血管壁細胞における欠乏状態を是正し、血管壁の緊張を緩め、血管の直径を拡大し、高血圧を正常な状態に戻します。

高血圧症の治療用に販売されている製薬品は、意図的に対症療法を中心としています。例えば、 β ブロッカーは心拍数を低下させ、利尿剤は血液量を減少させます。これら製薬品は意図的に高血圧症の主因である血管壁「痙縮(スパズム)」の是正を避けています。この様に疾患が治癒するのを意図的に避ける一方で、こうした製薬品は長期使用による副作用を持ち、新たな疾患を数多く生み出す可能性を持っています。そして、その新たな疾患は、被告らにとって新たな市場となるわけです。

世界的に見て、数億人の高血圧症患者が、被告らのこうした行為の直接的影響を被って疾病の治癒ができない状態となっており、高血圧症による死亡数は日々高まりつつあります。

1.1.3. 心不全

心不全の主たる病因は、細胞の生体触媒である特定のビタミン、ミネラル、カルニチン、助酵素 Q10 や、無数の心筋細胞への生体運搬物質が欠乏していることです。これによって、心臓の駆出機能が障害され、体内に水分が貯留されます。

これに対し、製薬企業の心不全に対する治療は、意図的にこの真実を無視し、対症療法を中心としています。心不全薬として市販されている利尿剤は体内に貯留された水分を排出するのみならず、ビタミン、ミネラル、その他水溶性の生体エネルギー運搬物質をも排出してしまいます。従って、心不全薬として売られている製薬品が、実際にはこの疾病を悪化させており、いったん利尿剤が処方され始めた患者で余命が縮まる原因となっています。

この様に疾患が治癒するのを意図的に避ける一方で、こうした製薬製品は体内から必須栄養素を流出させ、この疾病の本来の病因を悪化させています。被告らのこうした行為の直接的結果として、世界的に見て、1 億人以上の心不全患者が治癒しないままとなっており、徒らに死期を早めています。

1.1.4. 不整脈

不整脈の主な病因は、微量栄養素、ビタミン、ユビキノン、その他、無数の電気的心筋細胞への生体エネルギー運搬物質の欠乏です。このため、通常の心拍に必要な電気的信号を生み出したり、伝達したりする機能が障害されるのです。最近のダブルブラインド型プラセボ対照臨床試験では、微量栄養素の治療的使用が不整脈のベースにある健康状態を改善するのに効果的で安全かつ安価な手段であることが、明白に実証されました。

これに対し、製薬企業が取っている不整脈治療のアプローチは、意図的にこの事実を無視しており、対症療法を中心としています。不整脈治療用に販売している抗不整脈剤は不整脈を往々にして悪化させ、心停止を引き起こし、死期を早めることすらあります。

10 年前、トマス・モアがその著作「Deadly Medicine」で実証したように、米国で新しい薬効群の抗不整脈剤が一つできただけで、ベトナム戦争におけるアメリカ人死傷者数を超える被害が生まれたのでした。世界的に見て、

被告らの行為の直接的結果として1億人以上の不整脈患者が疾病の治癒しない状態におかれており、その死者の数は日々上昇しています。

1.1.5. ガン

最近までガンは「死の宣告」であると考えられていました。しかし、近年の自然健康法や細胞医学の発達により、この状況は根本的に変わりました。しかし、この疾病に関しても、極めて利益の多い市場である「ガンという疾病」を温存できる効果の乏しい製薬品を売る被告らによって、特許の保護を受けない治療法に関する医学的研究は意図的に無視されています。被告らがガンに関して犯してきた犯罪の並はずれた重大さに鑑み、以下で、より詳細に論じたいと考えます。

全てのガンが同一のメカニズム、即ちコラーゲン消化酵素(コラゲナーゼ、メタロプロテイナーゼ)の作用で広がることは科学的な事実です。自然物質アミノ酸リシンの治療的使用(特に、特許の保護を受けないその他の微量栄養素との併用)により、これらの酵素をブロックし、ガン細胞の拡大を阻害することができるのです。乳ガン、前立腺ガン、肺ガン、皮膚ガン、フィブロボラストーマ、滑膜ガンなど、これまでに調査された全てのタイプのガンが、この治療アプローチで奏功しています。

この医学上の画期的発見が、世界中でさらに深く調査されることなく、ガン患者の治療にも利用されていない唯一の理由は、これらの物質が特許の保護を受けない物質であり、利益マージンの低い物質であるからです。結局、それより重要なことは、ある疾患を根絶させるような効果的治療法は何であれ、製薬品の数兆ドル市場の破壊に繋がるという事実です。

中でもガン患者に対する製薬品市場は、特に詐欺的かつ悪質なものです。

「化学療法」という謳い文句のもとで患者を治療するふりを装いつつ、その実マスタードガスの派生物すら含む毒性物質を患者に使用しています。こうした毒性物質が体内の無数の健康な細胞をも破壊してしまう事実は、巧妙に隠されています。

この様な事実を十分承知の上で、彼らは次のような結果を意図的に考慮に入れていたのです：第一に、ガンを世界的な疫病として今後も温存し、数兆ドルの疾病ビジネスを存続させる経済的基盤とすること。第二に、「化学療法」という形態で組織的に毒性のある薬を使用させることにより、これを処方されたガン患者に新種の疾病が引き起こすこと。

この戦略の結果、(感染症、炎症、出血、臓器不全をなど)これらの薬の副作用を治療する製薬品マーケットは、化学療法薬の市場以上の拡大を遂げました。この様に、被告らはただ一つの目的「金銭的利得」のために、組織的な詐欺計画を実施して、何億人ものガン患者を苦しめてきました。

1.1.6. AIDS 及びその他の感染症

同様に、人類の歴史において最も恐ろしい疾病 AIDS の治療についても、詐欺的計画が実行されました。すでに 10 年以上も前、ビタミン C が HIV ウィルスの増殖を 99%以上も低減できるという事実は、学術的研究によって示されていました。被告らは、この事実を 10 年以上も知っていたのです。

しかし、特許によって保護されない、この安全かつ安価な治療法を意図的に無視し、遠回りして、被告らは AIDS に対する特許薬を開発しました。この薬には激しい副作用があり、(法外な特許使用料ゆえに)この地球上の人類の大半には購入できない薬となっています。こうして、その犯罪的な事業計画の実施により、被告らはアフリカ、南米、アジアをはじめ、世界各地の何億人という人々の生命を危険にさらし、死に至らしめる犯罪を犯しています。

同じように、感染症に関しても、彼らは「感染症に対する免疫を高める唯一重要な方法は、B6, B12, 葉酸及びその他の特定の必須栄養素を最適量摂取することである」という情報を締め出して来ました。このような細胞代謝の生体触媒物質が、感染に対する人体最大の武器である白血球の生産を増大することは、科学的な事実です。製薬業界はこの情報を特に開発途

上国の何億人という大人や子供たちから組織的に隠蔽して、これらの地域に住む数知れない人々の生命を危険にさらしています。被告らは全員、同地域の人々の殆どが製薬品による治療手段を購入することができず、従って、死ぬ以外にないことを承知しています。

感染症の予防・治療上、この生命に関わる、特許の保護を受けない自然療法についての情報を与えないことは、何百万人もの人々を死に至らしめるのみならず、多くの開発途上国の経済を破滅に導く事態を招きます。その直接的結果として、すでに現在の世界経済に存在するアンバランスが甚だしく悪化することになるのです。これらの国々は、負け戦をするしかない立場に意図的に追い込まれているわけです。

1.1.7. その他の疾患

同様に、その他の変性疾患、炎症性疾患、感染性疾患など、現在ごく一般的に見られる疾患の多くも、被告らがそれを温存して自らの「疾病ビジネス」の市場とする決定を下したがゆえに、いまだ医療問題として存続しているわけです。

1.2. 被告の犯罪的なマーケティング計画に関する証拠

1.2.1 製薬品の市場拡大を目指した意図的な疾病拡大と新しい疾病の創生

被告らの市場を拡大するために、その副作用が知られているにも関わらず、以下のような一連の薬が意図的に製造・販売されました。被告らは既存の疾病と闘う見せかけの下で、犯罪的にも新たな疾病を意図的に創り出しています。なお、副作用による新たな疾病が表面化するのは何年も経ってからであるという事実は、この詐欺的計画にとってさらに都合の良い隠れ蓑となっています：

コレステロール降下剤:特にスタチン及びフィブレートは「循環器系疾患の予防」という見せかけの下で大量に販売されています。これらの薬は現在、世界で数百万人の患者に投与されている用量でガンを誘発することが知られています。

化学療法薬 は、ガンの治療薬ということで流通しています。しかし、実際にはこうした薬は重大な副作用を引き起こします。その中でも極めて多いのは、新しいガンを発症させる副作用です。化学療法をめぐる犯罪的なマーケティング計画全体が機能するのは、ひとえに被告らがガンを「死の宣告」として演出しているからです。こうした状況があるため、化学療法を処方された患者の命がほんの 2~3 ヶ月延びただけで、被告らはこれをサクセス・ストーリーとして喧伝できるのです。

アスピリンは「心臓発作と脳卒中を予防する」という偽りの口実のもとに大量に流通しています。しかし、この薬を長期にわたって使用すれば、コラーゲンが破壊され、そのため徐々に心臓発作や脳卒中のリスクが高まり、さらに、胃潰瘍や消化管出血といった別の疾病が引き起こされることが知られています。

*抗炎症剤*は、関節炎のような疼痛や炎症を治療するのに使用されています。しかし、こうした薬の多くは関節などの結合組織を破壊するのです。こうした薬を長期使用すれば、健康障害は改善せずに悪化します。

*カルシウム拮抗剤*は、「高血圧を治療し、心臓発作を防ぐ薬」という偽りのもとで大量に流通しています。しかし、この薬を長期使用すれば、心臓発作、脳卒中などの疾患の増加を招くことが分かっています。

*エストロゲン及びその他のホルモン薬*は、「骨粗鬆症と心臓疾患の防止」という見せかけのもとで大量に出回っています。しかし、この薬を長期使用すれば、これを処方されている女性患者の30%以上にガンを発症することが知られています。この薬で発症するガンで特に多いのは、乳ガンや子宮ガンといったホルモン依存性のガンです。

精神安定剤及び抗うつ：被告らによる組織的な市場拡大のもう一つのメカニズムとして、薬の売上げを伸ばすために意図的に薬物依存を創り出す方法が挙げられます。ジアゼパム(「バリウム」)の様に広く使用されている薬も含め、精神安定剤や抗うつ剤の多くが依存症や薬物中毒を引き起こす薬であることが知られています。こうした中毒性のある薬を世界的に販売拡大するために、被告らは直接的に一般大衆に向けた総見開きの広告で、この様な薬を褒め上げてすらいます。

その他の薬：製薬投資ビジネスにとって特許薬であることは前提条件であるため、必然的に一般の製薬品は合成薬ということになり、人体に対する毒性を有しています。殆ど全ての薬に関して、先に述べたような詐欺的な事業原則、即ち「短期的に症状を緩和しつつ、一方では薬害を引き起こし、徐々に新たな製薬品市場の基盤である新疾病を創り出す」やり方が当てはまるのです。

1.2. 新たな疾病への製薬品市場の拡大

被告らは、以前は他の疾患向けに勧めていた自社の製品を新たに勧めることができるような新しい健康障害を意図的に創り出すことにより、自らの既存の製薬市場を拡大するという方法で犯罪を実行してきました。その第一の証拠として、以下の例を述べます：

頭痛薬は、今では心臓疾患を防ぐと言われていています。アスピリンは、最初は頭痛薬・鎮痛剤として開発されましたが、現在は、被告らにより長期使用に向く薬として大量に販売され、推奨されています。被告らは同薬を心臓疾患やその他の重篤な健康障害の予防と治療に有効な製品と称して、健康人にすら使用を勧めています。

抗生剤は冠状動脈疾患に効くと言われていています。抗生剤の世界市場を拡大するために、被告らは心臓発作における「バクテリア理論」なるものをでっち上げ、世界的規模で広めています。クラミジア菌やその他のバクテリアが実際にアテローム硬化症や心臓発作を引き起こすという臨床的証拠は存在しないのですが、被告らは犯罪的にも「心臓発作の予防」という偽りのもとで、健康人にまで抗生剤を広く使用するよう勧めています。

上記は、他の疾病にまで自社製品の使用を組織的に拡大しようとする被告らのやり口のほんの数例に過ぎません。実際、このマーケティング戦略は、例外ではなく、原則なのです。やがて調査が進むにつれ、この方面で被告らが犯した犯罪のリストは更新され、完全なリストができるはずです。

1.4. これらの犯罪を容易にする意図を持って、社会の様々な分野への組織的浸透を果たした点に関わる犯罪

被告らは、自らの「疾病ビジネス」やその他の犯罪を行うのに都合のよい財政その他の依存状態を作り上げる目的で、世界の大半の国々の保健医療分野に組織的かつ意図的に浸透していきました。開発研究といっても、その主たる目的は、効果的、安全・安価な疾病の治療法を見つけることではなく、製薬品メーカーにとって最大の疾病市場を画定し、その市場で最も高い利益を上げることが目的となっています。過去数十年にわたり、この

戦略の一環として、被告らは医学部の医師養成プログラムから、特許の保護を受けない効果的な自然療法に関する知識を組織的に排除しています。彼らは、こうした自然療法の生命に関わるほど重大な医療的メリットをほとんど全く知らない医師世代を、故意に養成させているのです。同時に、医学部での治療に関する教育は、新たに造られた「薬理学科」なる学科に取って代わられました。こうして、この数十年で医学部を卒業した医師の世代は、実質的に製薬業界の「疾病ビジネス」に貢献する販売員として養成されています。この戦略を隠蔽するため、特許薬は「科学的な薬」として演出されており、それどころか「倫理的な薬」というお墨付きまで与えられています。これに対し、特許薬でない自然療法は「非科学的な薬」としてその信用を貶められています。

同様に、被告らは、自らの犯罪行為を隠匿し、「疾病ビジネス」をはじめ様々な犯罪を行いやすくするため、組織的かつ意図的に世界中のマスメディアに浸透し、財政その他の依存状態を作り上げて、詐欺的な虚偽の情報を広めています。

被告らは、自らの効果や安全性に乏しく、儲けの多い製薬品の売上げを拡大するために、意図的かつ組織的に大多数の国の立法・行政制度を悪用して、法案を通過させ、法規を定立させ、販売促進の手段を講じて来ました。被告らは、その政治的影響力を濫用して、「医療保健」を始め、様々な公的・私的保健医療基金の名目のもとに、数兆ドルが彼らに渡るような立法措置を強要しています。この詐欺まがいの「疾病ビジネス」推進により、被告らはこれだけの資金を、効果に乏しく有害な薬物療法の代金として、世界中の個人、法人、政府から取り上げているわけです。こうして被告らは、無数の人々を苦しめ、その寿命を縮めつつ、製薬業界に法外な利潤をもたらしています。

被告らは、欧州議会、国連組織、世界保健機構(WHO)、食糧農業機構(FAO)、各国の政治機構及び国際的政治機構といった、様々な地域的・国際的組織

に意図的かつ組織的に浸透して、その影響力を濫用し、人道に対する罪を犯しています。

1.5. 特許の保護を受けない効果的な保健医療手段を組織的に妨害した点に関する犯罪

その巧妙に作り上げた投機的な「疾病ビジネス」を保護するために、被告らは、世界の人々が特許の保護を受けない自然療法に触れる機会を組織的に排除しようと試みました。この目標を達成するために、被告らは複数の戦略的手段を講じています：

1. *生命に関わるほど重要な特許対象外の自然療法に関する情報を与えない：* 被告らは意図的かつ組織的に何百万人もの人々から「人体は自分自身でビタミン C(アスコルビン酸)を生産できない」という基本的な健康情報を遮断し、アクセスさせないようにしてきました。この知識が欠けているため、人類のほぼ全員が、ビタミン C 欠乏症に陥っており、循環器系疾患をはじめ様々な疾病にかかりやすくなっています。同様に、被告らは、組織的かつ意図的に何百万人もの人々から「人体は天然のアミノ酸リシンを生産できない」という基本的な健康情報を遮断し、アクセスさせないようにしてきました。この知識が欠けているため、人類のほぼ全員がアミノ酸リシン欠乏症に陥っており、ガンを始め、様々な疾病にかかりやすくなっています。この様に、被告は、故意に無用の苦しみを無数の人々に引き起こし、その寿命を縮めています。
2. *公けの場で特許対象外の自然療法の信用を貶める：* 被告らは、特許薬を基盤とする自らの「疾病ビジネス」を保護・拡大し、種々の犯罪を行う目的で、誤解を引き起こす虚偽のねつ造情報を広め、意図的かつ組織的に大衆を欺き、特許対象外の自然療法の信用を貶めています。この様に、被告は、故意に無用の苦しみを無数の人々に引き起こし、その寿命を縮めています。

3. *特許対象外の自然療法に関する保健医療情報の普及を法律で禁ずる*：被告らは、意図的にその政治的影響力を濫用し、各国及び国際的に、特許対象外の自然療法を用いた予防・治療に関する保健医療情報の普及を基本的に禁ずる法律を施行させようとしています。同時にこの立法では、これら自然で安全な療法に対し、恣意的に低く設定した「許容最大値」を設けようとしています。これは自然療法を「自然的治療手段」として利用する可能性の排除を意図した一手段だと言えます。被告らは国連の「コーデックス委員会(Codex Alimentarius Commission)」の権威を悪用し、国連の全加盟国、すなわち、世界中の国々にこの様な法律を作らせようとしているのです。

- 1.5.5. しかし、今では製薬業界の「疾病ビジネス」を保護しようとする全ての平和的努力は失敗し、被告らは別の戦略に訴えています。彼らは、保護主義的な法律を地球規模で即時的に施行させることができるような心理的・法的前提条件を創り出し、ここで告発を受けている「疾病ビジネス」やその他の犯罪行為を今後も確実に続けられるよう、国際的危機情勢を意図的に悪化させていますが、戦争もその手段の一つです。

2. 対イラク侵略戦争に関連して行われたジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪の証拠

被告らは、大量破壊兵器の使用を含む戦争を誘発する侵略戦争も含め、国際的危機を意図的に悪化させるという犯罪を犯しています。

被告らは、この国際的危機というシナリオを補強するために、「9月11日の悲劇」を常に悪用していますが、結局のところ、彼らはこの事件を侵略戦争正当化のために利用しているのです。

被告らは、この悲劇の心理的要素を最大限に利用する一方で、実際の 9 月 11 日事件の真相と背景を究明する公式の調査は行わせていません。1 年以上に渡って、独立した調査委員会の設置を阻んできたのは、ホワイトハウス自身でした。

この様に、この悲劇の真相は一般大衆には完全に明かされていないにも関わらず、9 月 11 日の悲劇は、それ以降、国際情勢悪化を正当化する口実として利用されているのです。

9 月 11 日の悲劇について何ら説得力のある証拠を開示できていないにも関わらず、被告らはこの悲劇を、アフガニスタンを占領する目的で利用しました。軍隊によるアフガニスタン占領の後から、経済的利得を目的とする被告らによる同国の収奪が始まりました。

同じやり方で、被告らはこの口実を次の国イラクを占領する目的にも利用しました。「大量破壊兵器拡大を阻止する」という見せかけのもと、被告らは国際社会を強制的に対イラク侵略戦争へ導こうとしたのです。

国連安全保障委員会の過半数、国連加盟国の圧倒的過半数、そして、圧倒的な世界世論がこの戦争に異を唱えたのにも関わらず、被告らは攻撃を開始しました。

被告らが計画し、開始し、指揮した戦争は、いかなる国際的承認をも得ていない戦争であり、従って、戦争犯罪及び人道に対する罪に該当します。仮に被告がこの罪によって裁かれることがないとしたら、人類を滅亡から守るために第二次世界大戦後に設けられた国際法の制度全体が、崩壊することになります。

国際社会の承認が得られない状況の中で、被告らがこの犯罪行為を正当化するために残された唯一の道は、「イラクの大量破壊兵器捜索」という口実をでっち上げることでした。今では、世界中の人間が、これも欺瞞の一つであったことを知っています。

対イラク侵略戦争中、兵士も民間人も含む数万人のイラク国民が殺害されました。国際的な承認の無い戦争中にこれだけの規模の人間を殺害した行為は、ジェノサイドの罪に該当します。

さらに、数十万人の(子供も多く含まれる)罪のない人々が、被告らの犯罪的行為によって負傷し、四肢を失い、肉体的・心理的被害を被っています。

しかも被告らは、イラクの石油・天然資源を搾取して自らの繁栄を図る目的で、意図的かつ組織的にイラク国内の石油やその他の天然資源地帯を掌握しています。この犯罪を隠蔽するために、被告らは「石油資源の確保はイラク国民自身の利益と福利のためである」という虚偽の口実を広めています。

イラク占領及びこの侵略戦争における同国の資源の収奪により、被告らは敵国の財産の収奪及び押収という犯罪も犯しています。

被告らは組織的にこの危機的情勢を悪化させ、いわゆる「対テロ法」によって市民的権利に一層の制限を加えました。この犯罪を行うにあたり国民を欺く目的で、これらの法律には故意に「国土安全保障法」もしくは「パトリオット法」なる欺瞞的な名称が付けられています。これによって、被告らは、市民的権利の放棄に対する政治的な支援を強要しているのです。

この情勢悪化を組織的に作り上げる一方で、被告らは意図的にマスメディアの目を眩ませ、製薬カルテルの利便を図る保護主義的法律を導入する最初の一步を踏み出しました。当時の米国議会にはほとんど気付かれることなく、国土安全保障法の中には、製薬品メーカーの製造責任を免除する規定が挿入されています。

以上は被告によってなされた戦争犯罪と人道に対する罪、そして、こうした戦争犯罪をさらなる目的のために用立てる被告らの戦略の概略でしかありません。つまり「疾病ビジネス」を地球規模で補強するという、よりスケールの大きな犯罪を今後も続けられるようにすることが、彼らの目的なのです。

こうした戦争犯罪を今後調査するに際しては、被告らを裁くために利用可能なリソースは全て使用する必要があります。特に国連組織、国連の兵器査察団から出される資料、イラク側から出される戦争犯罪の記録、国際的資料など、利用できる資料は全て対象に含めるべきです。

世界中の人々がこのプロセスへの参加を要求しており、裁判の手続きを早めるために、こうした戦争犯罪に関する証拠資料提出に協力を申し出ています。

被告

本件の被告は、様々な国籍の企業人、軍人、政治家からなる以下の人物です：

1. **ジョージ・ウォーカー・ブッシュ**：米国大統領。彼は製薬/石油化学カルテルの利害を執行する中心的な政治家です。この訴状に記載された対イラク戦争に関する戦争犯罪をはじめ諸犯罪の中心となった政治家でもあります。
2. **アンソニー・チャールズ・リントン（“トニー”）ブレア**：英国首相。この訴状に記載された諸犯罪の実行において、自ら先導し、執行すると共に、ジョージ・ブッシュの共犯者でもある政治家です。
3. **リチャード・ブルース（“ディック”）チェイニー**：米国副大統領。彼はかつてテキサス州ダラスの石油関連企業ハリバートン社の経営最高責任者でした。イラク占領後、「イラク再建」の名のもとに、ハリバートン社はイラクに対する経済的収奪の主体となりました。
4. **ドナルド・ラムズフェルド**：国防長官。彼は、現在ファルマシア社の一部であるサール社をはじめ、バイオテクノロジー及び製薬関連企業数社の経営最高責任者でした。過去数十年間にわたり、彼は製薬業界の「疾病ビジネス」の戦略策定者としての役割を果たしています。製薬業界からは数回の表彰を受けています。ジョージ W. ブッシュと共にドナルド・ラムズフェルドはイラクに対する侵略戦争の扇動者でした。
5. **ジョン・アシュクロフト**：米国検事総長。彼は組織的立法の一つ、いわゆる「国土安全保障法」の戦略的策定者であり、この法によって、米国における市民的権利を組織的に制限しています。彼は、製薬業界が米国内で行った犯

罪に対し、基本的に罪を問わずに責任を免ずる保護主義的法律を成立させた人物です。

6. **トム・リッジ:** 国土安全保障省長官。被告らの非倫理的な「疾病ビジネス」を存続させるため、彼らの政治的・経済的支配を補強した犯罪、及び、米国における市民的権利の組織的制限に関連した犯罪において、ジョン・アシュクロフトの共犯者です。
7. **コンドレッサ・ライス:** 米国大統領特別補佐官国家安全保障担当。彼女はかつて石油化学企業シェブロン社の役員であり、被告らの侵略戦争を促進する役割を果たしています。

製薬業界では、以下の企業を被告として告発します:

1. **ファイザー社:** 経営最高責任者 Henry A. McKinnell (Ph. D.) 及びその他の経営陣及び取締役会。
2. **メルク社:** 経営最高責任者 Raymond V. Gilmartin 及びその他の経営陣及び取締役会。
3. **グラクソ・スミス・クライン社:** 経営最高責任者 Jean-Pierre Garnier (Dr.) 及びその他の経営陣及び取締役会。
4. **ノバルティス社:** 経営最高責任者 Daniel Vasella (Dr.) 及びその他の経営陣及び取締役会。
5. **アムジェン社:** 経営最高責任者 Kevin Sharer 及びその他の経営陣及び取締役会。
6. **アストラ・ゼネカ社:** 経営最高責任者 Sir Tom McKillop 及びその他の経営陣及び取締役会。
7. **イーライ・リリー社:** 経営最高責任者 Sidney Taurel 及びその他の経営陣及び取締役会。
8. **アボット社:** 経営最高責任者 Miles D. White 及びその他の経営陣及び取締役会。

9. 「疾病ビジネス」への投資継続・促進をはじめとする諸犯罪に関わっているその他の製薬企業、その経営最高責任者と取締役会。

石油化学業界では、以下の企業及び経営陣を被告として告発します：

1. **エクソン・モービル社**：経営最高責任者 Lee R. Raymond 及びその他の経営陣及び取締役会。
2. **ブリティッシュ・ペトロル (BP)**：経営最高責任者 The Lord Browne of Madingley (FREng) 及びその他の経営陣及び取締役会。
3. **シェブロン・テキサコ社**：経営最高責任者 David O'Reilly 及びその他の経営陣及び取締役会。
4. 対イラク侵略戦争による収奪・掠奪から利益を得ているその他の石油化学企業。

これら多国籍企業の背後に存在する金融団体：

1. 犯罪行為により利益を得ている**ロックフェラー・ファイナンシャル・グループ**及びロックフェラー家の成員。
2. これらの犯罪行為により経済的利益を得ている**ロスチャイルド・グループ**及びその全成員。
3. これらの犯罪行為により経済的利益を得ている**JP モルガン・グループ**及びその全成員。
4. 米国、欧州、日本という世界の 3 地域(「三極」という名称の由来)における投資家グループの利害調整のために、デビッド・ロックフェラーによって設立された**三極委員会及びその成員**。この中には、これらの犯罪に荷担し、そこから利益を得た事実がつきとめられる個々の委員会メンバーも含まれる。
5. 今後の調査の中で、これら諸犯罪への荷担の事実、又は、そこから利益を得た事実がつきとめられる**企業のロビイスト及び利益集団**。

6. **J. P. モルガン・チェイス銀行**:経営最高責任者 William B. Harrison Jr. 及びその他の経営陣及び取締役会。
7. 今後の調査の中で、これら諸犯罪への負担の事実、又は、そこから経済的利益を得た事実がつきとめられる**その他の金融機関**、その経営幹部、取締役会及び株主。
8. 今後の調査の中で、これら諸犯罪への負担の事実、又は、そこから経済的利益を得た事実がつきとめられる**政治家及び国内・国外の政治団体**。
9. 今後の調査の中で、これら諸犯罪への負担の事実、又は、そこから経済的利益を得た事実がつきとめられる**軍関係者**。
10. 今後の調査の中で、これら諸犯罪への負担の事実、又は、そこから経済的利益を得た事実がつきとめられる**薬事医療行政官**。
11. 今後の調査の中で、これら諸犯罪への負担の事実、又は、そこから経済的利益を得た事実がつきとめられる**マスメディア関係者**。
12. 今後の調査の中で、これら諸犯罪への負担の事実、又は、そこから経済的利益を得た事実がつきとめられる**上記以外の個人又は組織又は団体**。

この訴状に適用される国際的規約

この訴状で述べた重大犯罪には、国際司法裁判所(ICJ)についてのローマ規約に加え、以下の国際的規約及び宣言が適用される:

1. 国連憲章
2. 世界人権宣言(1948年12月8日)
3. 人権に関するジュネーブ条約(1949年8月12日)
4. 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約(1951年1月12日)
5. 戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約(1968年)
6. 戦争犯罪及び人道に対する罪による有罪者の捜索・逮捕・引渡し・処罰における国際協力の原則 (1973年)

被告に対する国際刑事裁判所の管轄権

被告らは、自らの行為を取り巻く全ての状況を知悉しながら、意図的かつ十分な知識を持って先述の犯罪を行いました。

ここで報告された犯罪は、全ての人類に対して犯された犯罪です。ハーグの国際刑事裁判所は、こうした緊急を要する問題に対処するために、国際法によって運営される裁判所です。

また、国際刑事裁判所は、第二次世界大戦とニュールンベルク裁判の後に設置され、将来、再び悲劇(恐らく世界戦争)が訪れるのを阻止するという目標を持っています。

1. 公職者が起訴を受ける法的責任

国際刑事裁判所は被告等に判決と処罰の双方を言渡すことができます。

「本規程は、職務資格に基づく区別の如何を問わず、あらゆる人に平等に適用される。特に、国もしくは政府の長、政府もしくは議会の構成員、公選による代表または政府の職員の職務資格は、いかなる場合であっても、本規程における刑事責任を免除するものではなく、それ自体としては、量刑を減輕する理由とされるものではない。」(ICC 条約第 27 条 1 項)。

「国内法または国際法における人の職務資格に付随する免責若しくは特別な手続上の規則は、同人に対する本裁判所の管轄権の行使を妨げるものではない。」(ICC 条約第 27 条 2 項)。

2. 刑事責任の除外

ICC 規約第 31 条の刑事責任除外に関する規程に述べられたいかなる文言も、被告らの刑事責任除外を発動するものではありません。

被告らは、自らの行為の非合法性を十分に知悉の上で行動していました。従って、これに反対する如何なる申立ても無効です。

同様に、被告が他諸国と見解上での「同盟関係」を形成して、遡及的に自らの犯罪を正当化する試みも、全て無効です。

3. 米国政府の一員及び米国市民に対して処罰を与える権限

たとえ米国籍を持つ被告であっても、世界の他の 90 ヶ国(国連加盟国の約半数)とは違い、米国がローマ規約の調印国でないからというだけの理由で、国際刑事裁判所による刑事訴追からの免除を主張することはできません。

被告らは、国際刑事裁判所が有する処罰の権限を回避する方法を、かなり以前から画策していました。しかしながら、そうした方法で被告らが国際刑事裁判所による裁判から免れることは出来ません。なぜなら、この国際刑事裁判所の裁判で裁かれるべき行為に関わる犯罪を実行しただけで、この規程のもとでの処罰を受ける法的責任が成立するからです。

この場合、被告が加盟国である特定の国家に属する人であっても、関係ありません。なぜなら、国際刑事裁判所は国家ではなく、自然人に対して裁判管轄権を有しているのであり、何人も、「個人として責任を問われ、処罰される責めを負う」からです。(ICC 条約第 25 条 1 項及び 2 項)。

ICC 条約は、米国政府が小国家を強制して双務的な「処罰免除同盟」を結ばせようとしている企てを無効としています。

さらに、国連安全保障理事会は、米国政府、つまり被告らの大半によって、国際刑事裁判所が自らに対する処置をとりうるか否かを決定することはできないし、また決定すべきでもない、という趣旨の採決を行いました。

この様な採決が行われたのには十分な理由があります。もし、ニュールンベルク裁判で告発された当人が、自らニュールンベルク裁判の裁きを受ける必要があるか否か決めることができるとしたら、どんな事態になっていたかを考えて見れば分かります。

以上の理由で、被告らは、たとえアメリカ合衆国の市民であろうとも、国際刑事裁判所の処罰の権限に服する立場にあるのです。

最終アピール

本訴状の中で指摘した有効な根拠に基づき、指名された個人は、国際刑事裁判所により起訴されるべきであると考えます。

国際刑事裁判所検察官により、被告らの個別的責任に関して、調査を開始・継続して頂く必要があります。

このような調査は、私たち世界市民の側においても、引き続き活発に実施していく必要があります。

被告らは以下の理由により起訴されるべきであると考えます：

- 人の平和の権利を、事態を知悉しつつ意図的に蹂躪したこと；
- 人の生きる権利を、事態を知悉しつつ意図的に蹂躪したこと；
- 人の健康の権利を、事態を知悉しつつ意図的に蹂躪したこと。

この訴状は、被告に対する起訴手続が始まる時点まで、継続的に追加・修正を加えつつ更新して行きます。

この訴状では、人類史上最大の規模を持つ犯罪について述べました。被告に対する国際刑事裁判所の正式起訴手続が遅れるほど、この地上で、日々、何百万もの人々が自らの生命によってその代価を支払い、世界は次なる世界大戦へと近づきます。いささかの遅れも許されません。

ニュールンベルク戦争裁判で米国の首席検察官は、薬品/石油化学カルテル IG フェルベンの経営者について「もし彼らの犯罪が白日の下に曝されることなく、処罰されずに済むのであれば、彼らはいずれ、もっと大きな犯罪を犯すことになるだろう」と語りました。

この告発に対し、世界中の人々と政府からのご支援をお願いいたします。今こそ行動の時です。

2003年6月14日、オランダのハーグ市にて

世界の人々のために

医学博士マティアス・ラス

Matthias Rath, M.D.,

Dr. Rath Health Foundation

Muzenstraat 89

2511 WB Den Haag

The Netherlands